

## 令和5年度第2回石狩市文化財保護審議会議事録

日時 令和6年2月20日(火) 10:00~11:30

会場 石狩市役所本庁舎 5階 第1委員会室

出席者

〈委員〉 三島 照子 会長  
百瀬 響 副会長  
鈴木 明彦 委員  
高瀬 克範 委員  
三浦 泰之 委員  
加藤 和子 委員  
若林 真紀子 委員  
久保田 陽子 委員

〈事務局〉 生涯学習部  
社会教育担当次長 伊藤 学志  
文化財課長 小島 工  
同課主査・学芸員 志賀 健司  
同課主査 作田 洋二  
同課主任・学芸員 荒山 千恵  
同課主事・学芸員 坂本 恵衣

傍聴者 0名

## ■議事

### 【作田主査】

本日は開催のご案内を差し上げたところ、8人の委員全員が参加されておりますので、石狩市文化財保護条例施行規則第4条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告いたします。開会前に事務局より前回の審議会には欠席しておりました職員を紹介させていただきたいと思います。生涯学習部社会教育担当次長の伊藤でございます。

### 《伊藤自己紹介》

### 【作田主査】

それでは開会にあたり、三島会長よりご挨拶いただきます。

### 【三島会長】

皆さん、おはようございます。お忙しい中と道路の状況が悪い中、ご出席頂いてありがとうございます。只今より令和5年度第2回石狩市文化財保護審議会を開始したいと思います。よろしく申し上げます。

### 【作田主査】

それではお手元の資料の確認をさせていただきます。

- ・次第
- ・文化財保護審議会委員名簿
- ・令和5年度文化財保護事業
- ・令和6年度文化財保護事業（案）
- ・文化財調査（中間報告）について
- ・石狩市指定文化財候補として検討中の考古資料（概要）

それからお手元に令和5年度の紀要と資料館だよりエスチュアリが4部ございますので、お時間のあるときにご覧いただければと思います。不足ございませんでしょうか。それでは、この後の進行につきましては三島会長にお願いいたします。

### 【三島会長】

それでは次第の報告事項について、事務局より説明願います。

### 【志賀主査】

では事務局より令和5年度の文化財保護事業について報告いたします。

### 《「令和5年度文化財保護事業」について資料に基づき説明》

【三島会長】

ありがとうございました。令和5年度文化財保護事業について報告がありましたが、ご質問のある方は挙手をしてご発言願います。何かありますか。

【高瀬委員】

所蔵資料の研究利用もあると思うのですけれども、それがどれぐらいあるかというのも情報として入っているとよいのではないかと思います。必ずしも絶対必要というわけではないのですけれども、ぜひ次回からお願いいたします。可能であればですが。

【小島課長】

はい、次回からの資料では検討させていただきます。

【三島会長】

他にありますか。なければ次に行きます。事務局お願いします。

【志賀主査】

はい、令和6年度の文化財保護事業の計画について報告いたします。

#### 《「令和6年度文化財保護事業（案）」について資料に基づき説明》

【三島会長】

はい、ありがとうございました。令和6年度文化財保護事業案について質問ありましたらどうぞ。

【高瀬委員】

その他のアイヌ遺骨の返還事業とは具体的にどういうことでしょうか。もしかしたら詳しいことを言えないかもしれないのですけれども、言える範囲でお願いします。

【小島課長】

はい、では私の方から説明させていただきます。現在、市教育委員会では砂丘の風資料館において、市内で出土したアイヌ遺骨及びそれに伴う副葬品、これらをアイヌ遺骨等と呼んでおりますけれども、それらを保管しております。発見された地域が明らかであるアイヌ遺骨につきましては、これまで国連総会の決議や文化庁からの通知などによって、出土地域のアイヌ関係団体の方々へその遺骨を返還するというを基本方針としております。市教委といたしましては、このアイヌ遺骨等の取り扱いに関する方針案を昨年12月1日から1ヶ月間パブリックコメントを行い、その意見を踏まえまして本年1月に決定いたしました。その取扱方針というのは、基

本的には出土地域のアイヌの方々に、そのご遺骨を返還するというものであります。返還申請がなかった場合につきましては2つ案がございます、1つは市町村でそのまま保管を継続する、もう一つは国が白老町に整備しておりますウポポイに持って行って合同慰霊のような形をとるというものです。現在2つの案を定めております。この後のスケジュールにつきましては3月から1ヶ月間、その地域返還申請の受付の手続きを行います。これについては広報いしかりですとか、市ホームページにその遺骨の情報も含めて公開させていただきます。その後、返還申請があればその団体と協議をしていくこととなりますが、返還申請がなかった場合には、先ほど申し上げた2つの案について、市の内部で決定して取り扱うということにしております。現状ではこういった状況になっております。

【高瀬委員】

ありがとうございます。

【三島会長】

よろしいでしょうか。他にありますか。では次に行きます。文化財調査中間報告について、事務局より説明をお願いします。

【坂本学芸員】

はい、文化財調査の中間報告について資料3に基づき説明させていただきます。

《「文化財調査（中間報告）について」に基づき説明》

【三島会長】

文化財調査中間報告ですけれど、何か質問意見ありますか。

【百瀬副会長】

2ページ目の3番に狸と出ていますね。絵馬の狸というのは初めて聞いたのですけれど、これは毛皮ですか。毛皮の剥製をしていたのでしょうか。商売としていた人がいるのでしょうか。

【坂本学芸員】

正直申し上げますと商売のものだったのかどうかはわかりません。今回、報告の中でも掘り下げてはいないのですけれども、家畜やそういった重要性から比例して愛着といいますか、飼い主の心情みたいなものももちろん大きく関係しているものではあると思います。この写真の猫であったり、狸みたいな直接畜産に関係しなさそうなものについては、愛玩の要素が強いものなのではないだろうかと検討されます。現段階でそうした生業との関わりは明らかになっていないです。

【百瀬副会長】

第2次世界大戦を経ていけば、何らかに毛皮として使われたことは予想できますよね。石狩地区ではそういう産業はなかったのでしょうか。

【坂本学芸員】

もしかしたら個人単位ではいたかもしれないのですが、例えば地域としてこの時期はそういう産業をしていたというのは少なくとも聞いたことがないです。基本的にはやはり畑作だったり、稲作がベースなので調べればわかるかもしれないのですが、そういう本当に個人単位だったり、極小さな地域単位になってしまうのではないかとは思いますが。

【百瀬副会長】

はい、ありがとうございました。もしそういうのがわかると、それはもう少し石狩市の産業としての歴史、零細なものですがそういうことも明らかになるかなとは思ったのですが、はい、ありがとうございます。

【三島会長】

他にありますか。今、産業っておっしゃったんですけど、狸は別としてミンクが飼われていた気がします。

【百瀬副会長】

やはりありましたか。

【三島会長】

ありました。八幡の方にミンクを飼ってる企業があったというのがありますけれど、ちょっとはっきりしないのですが、調べた方がいいですね、はい。

【百瀬副会長】

ただミンクが流行ったのは、昭和30年代ですよ。

【三島会長】

そうですね。

【百瀬副会長】

このあと対象となる時代じゃないかなと思うんですけど、そういうことも調べると面白いと思います。

**【三島会長】**

あと狸の写真とか猫の写真とか本当写真なんですよ。だから狸をひたすら写して治してくださいという感じの写真なんですよ。猫もそうですが。他にありますか。

**【鈴木委員】**

この2番目のところですね、製作者のところなのですけども、実際の製作者はどなたかということで、私は北海道文学館に関わっております、高村光太郎というと詩人として、また彫刻家としても一流の評価を得ているのですけれども、多分、これぐらいになるとすごくいろいろ全国から依頼があったりして、忙しい時期にそういうふうに関わっているのかと。つまり、よくそういう名前を出してですね。どこまで関わっているのか、そういうのがちょっとこれを見た感じでは、光太郎の名前を出すことでより付加価値を増しているのに利用されているというような、そういうような感じがしないでもないです。実際にその高村光太郎は明治の生まれですから、かなりもうご老体になって、最後は智恵子の関係とかなんかそういうのになった時期にどれくらい関わっているのかというのが私はちょっと疑問で、よくわからないので調査していただければいいと思うのですけれども、そういうふうなところをさらに調査されることが必要なというふうに感じております。

**【高瀬委員】**

地域史としてはすごく面白いと思うんですね。文化財として指定するかどうかというのはまた別の問題かと思えますけども。この木像自体がどれぐらいの大きさなのかということと絵馬の地域の内訳で上川管内がすごく多いということについて何か分かれば教えて頂ければと思います。

**【坂本学芸員】**

すごく小ぶり写真だと30から40cmぐらい、本尊ぐらいのサイズかなというふうには印象を受けるんですけど、実際は両手で持てるぐらいのサイズ感です。上川管内については正直なぜそこまで多いのかというのは今の段階では情報として収集していないので今後進めるにあたっては、どこら辺でどういうふうに信者が分布していたのかということも確認しなければいけないかなと思います。ちょっと現段階ではお答えできないということで申し訳ありません。

**【三島会長】**

あと、ありますか。

**【鈴木委員】**

はい、今の高瀬先生のご質問に関連しますけど、その木像の材質ですね。そういうものについても判っているのでしょうか。北海道の材料ですか。

【坂本学芸員】

材については逸話としてはこう頑張って入手したというようなものは残っているのですが、仏像本体の資料としての部分についてしっかりと調査をしたわけではないので、そういう確認は今後になるかなと思います。

【三島会長】

あと、ありますか。

【三浦委員】

感想めいた感じにはなるんですけど、絵馬に関しては最も古いものが大正14年頃でおそらく昭和戦前期ぐらいが中心なのかなというふうに思いましたが、確かに地域の信仰を表すという意味ではとても面白い資料ではないかと思いました。それで、これに関していえば、美術工芸品的な価値というのはそんなに問わなくてもいいのかなというふうには思うんですけども、ただその文化財指定ということになると、例えば絵馬というジャンルで言えば、石狩市内にどのような絵馬が他に残されているのかとか、そういったものとの比較みたいな部分も多分重要になってくるのかなというふうに思っています。奉納者の地域的なばらつきがあるようですが、例えば、近世期に奉納された船絵馬であれば、どの地域から船が来ているのかとかわかりますし、そのばらつき自体が多分重要な情報になると思います。ですから、そういったどの地域からの奉納ということ突き詰めていくと、ひょっとしたらもっといろいろ見えてくるのかなというふうに感じました。木像に関しては、確かに逆にこちらは美術工芸品的な価値がどうなのかということが多分重要になってくるのかなというふうに思いました。この資料にあるんですけども、高村光太郎は当時、栗山町にいましたか。

【三島会長】

光太郎はいないです。

【三浦委員】

いないですね。そこがちょっと気になりました。すみません以上です。

【三島会長】

ありがとうございます。あと、ありますか。

【加藤委員】

私は感想になりますが、全く三浦先生と似た感じでね。いや、初めて見た時はこうちょっと老眼もありますから、あれですけど、下手な絵だなと思って見ていたんですけど、よくよく見ていたら、当時の人々の熱い思いがこの絵にね、託されているなど。うちの子をなんとか助けてほ

しい。助けてくれてありがとうって、そういう声が聞こえてきそうなような、そういう温いものを感じました。その木像に関しては、これはみんなから願われて作られたのかなとか、それともその歌人がちょっとおじいちゃんの子であれしようかなと思ったのか、そういった思いの中でこれを拝見させていただきました。それがどういう風な価値があるか分かりませんが、その思いは伝わってきます。はい、ありがとうございます。

#### 【三島会長】

他にありますか。

#### 【久保田委員】

石狩油田ってありますよね。石狩油田についてちょっとこの頃考えています。ガソリン代なんかにしてもね、アラビアの方から高いお金で買ってきてもそうなんですね。役に立たせてもらっているという話ですけど、かつて第2次大戦直前ですか。そのぐらいまで石狩油田がわずかかかもしれないけれど、住友関係の方でしたかね営業しておられて、でその当時のことを考えても、雇われていた方たちもいらっしゃったということで、そして、そういうことがあったって言うんでね。先ほどちょっと見ましたら記念碑っていうんですか。ここが石狩油田だったところですよという記念碑が建てられているとか。あれは結局文化財としての価値、現在は文化財としての価値だけなんでしょうね。すごく難しいことになると思うんですけども、再び石狩油田を運営なんていうのかな、財力のある方の手によって再び動かす等ということは夢なのでしょうね、なんて家族の話の中で思ったんですけどね。その辺はどういうふうになっているんでしょうね。

#### 【小島課長】

最後の方におっしゃられた今後財力のある方がということについては現実的には難しいかなと思っておりますけれども、今回の資料の令和5年度事業の方に掲載させていただいております八の沢油田の見取り図ですとか、案内看板というのを今回、岩本龍夫様という方からご寄付いただいております、岩本龍夫さんは小学生まで現地の八の沢小学校の付近に住んでおられまして、同級生ですとかそこに住んでおられた方々と八の沢油田友の会というのを作られまして、石狩油田の歴史功績を後世にずっと残したいという熱い思いがあって平成20年ぐらいの時期に現地に看板を立てられたのですけれども、それが老朽化により倒れてしまったものですから、昨年その案内看板とかの維持管理をどうしたらいいものかということで市に相談いただいたことから、昨年来、色々打ち合わせをさせていただいて、今回その看板を新たに作り直していただいて、その他にも今後の維持管理費用としてご寄付もいただいたところでもあります。私どもとしましても、岩本様のそのお気持ちを充分酌んで今後維持管理をおこなっていきます。石狩油田の歴史や文化というものも後世に伝えていかなければならないと考えております。

**【久保田委員】**

八の沢ですね。あそこから採掘した後、今で言う手稲駅ですか、昔、軽川駅と言っていましたよね。そこへ運んで、そしてそこからまた札幌市内の方へ行ったのかはわかりません。そうやって役に立たせられたんですよという話を伺っているんですけど、そういったことを分かれば、そういうことの好きな子供たちに話しても楽しいのではないかなと思っているのですよ。そういうのも記録としてどこそこに行ったら読めるようにできますでしょうか。

**【志賀主査】**

石狩油田に関しましては、例えば私ども資料館で出している刊行物とホームページで機会を見て紹介、解説などを進めているところです。頻繁にはないですけど、現地観察という機会も設けております。そのように広く普及には努めております。

**【小島課長】**

砂丘の風資料館に油田の模型もごございますので、機会がありましたらぜひご覧ください。それは岩本龍夫様が作成したものです。ご寄付いただいて展示しております。

**【三島会長】**

ありがとうございます。報告事項について他にありますか。内容ですので、次に協議事項、市指定文化財の指定に向けてについてよろしくお願いします。

**【小島課長】**

はい、それではまず私からこれまでの経過をご説明させていただきます。現在、市の指定文化財は9件あり、直近の指定は、平成28年10月の「古潭龍澤寺の鰐口」となっております。本市には厚田区・浜益区も含め、数多くの文化財がございます。これら本市にとって重要な文化財の保存及び活用のため、新年度、市教育委員会といたしまして新たな市指定文化財の指定に向けた取り組みを進めて参りたいと考えておりますことから、現在、候補として検討中の資料の概要について、学芸員の荒山よりご説明申し上げます。

**【荒山学芸員】**

それでは、石狩市指定文化財候補として検討中の考古資料につきまして概要を説明させていただきます。

**《「石狩市指定文化財候補として検討中の考古資料（概要）」に基づき説明》**

**【小島課長】**

ご説明申し上げました紅葉山33号遺跡出土の漆塗弓、飾り弓ですけれども、こちらにつきま

しては発掘当時よりその価値は高く評価されておりましたが、その後の新たな研究成果と対比して現在改めてその価値を判断するため、類似の文化財との比較分析を行う必要があると考えております。このため、市教育委員会といたしましては令和6年度新年度予算に必要な調査を行うこととして予算を現在、要求しているところでございます。これらのことからこの漆塗弓を市の指定文化財の指定に向けた調査を行う文化財の対象とすることについて、委員の皆さまからのご意見を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

**【三島会長】**

ありがとうございます。皆さんご意見ありますでしょうか。

**【高瀬委員】**

石狩の考古資料が持っているポテンシャルはすごく高いにもかかわらず、指定物件が少ないということで、検討していただいた結果かというふうに思います。縄文の終わりから続縄文にかけての漆塗弓は非常に少なく、石狩では紅葉山33号と志美の第4でも確か出ているかと思えます。あと白老と苫小牧の遺跡から若干出ていますけども、残りが非常に悪いものが多くて、やはりこの紅葉山33号の事例が全体の形とか大きさ、あるいは紋様がわかる事例としては非常に貴重で、発掘調査されてからもう数10年経っているかと思えますけれども、その後の調査事例踏まえても随一の内容をもっている資料だと思います。これ以後は北海道では漆塗り製品はほとんど出てこなくなるのですが、それ以前の縄文で漆製品についてよくわかっているのが後期の恵庭のカリンバという遺跡です。すでに国指定の重要文化財になっておまして、当時の装身文化ですとか漆塗りの製作技術をつぶさに示す事例として指定されています。北海道におけるその後の漆塗り製品として、紅葉山33号の遺物は非常に貴重な事例だと思いますので、私自身はさらにもう少し価値を高めるような調査を行って、将来的に指定に向けて動いていくということでもよろしいかと思えます。ぜひご検討お願いいたします。

**【小島課長】**

新年度、調査させていただきたいと思えます。

**【高瀬委員】**

現状では、樹脂に封入されているためため中身を触ったりなどはできないわけですね。

**【荒山学芸員】**

はい。

**【高瀬委員】**

その封入された状態のものをスキヤニングなどの方法で非破壊的に見るとか、そのようなことは可能なのでしょうか。動かしたりするのもあまり良くない状態なのでしょうか。

**【荒山学芸員】**

先ほども少し触れましたが360度回転させることは可能です。透明なアクリル樹脂に入っていますので、その状態でできる分析方法であれば、新たに何かできるかもしれません。

**【志賀主査】**

もちろんCTとか軟X線検査とかにかけるのは全然問題ないです。ほしい情報が十分に得られるかは別として、かける分には可能だと思います。

**【高瀬委員】**

問題なのが樹脂の部分ですよね。なにか劣化の兆しはありますか。色が変わってきているとか。

**【荒山学芸員】**

永久保存ができる状態であるということで当時保存したという話を聞いているのですが、やはり若干アクリルの部分に黄ばみといますか、最初のと看どれぐらい透明だったかというのを見ることがないので分からないですけれども、少し黄色みがかっておりアクリルの部分はそういう状態には見えます。

**【高瀬委員】**

急速に劣化しているということではないということですね。はい、わかりました。

**【三島会長】**

はい、他にありますか。

**【加藤委員】**

これが文化財の候補の段階だったのかと。もっとすごいことになっているのではなかったのかと正直そんなふうに思っていました。絶対に指定文化財になるべきだと。

【三島会長】

そういうふうに思っています。

【加藤委員】

重要文化財でもいいかなと思いました。

【三島会長】

はい、他にありますか。無いようですので今説明がありました紅葉山33号遺跡出土の漆塗り飾り弓を指定文化財の指定に向けた調査を行う対象とすることについてよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

では審議会としては、指定に向けて進めて頂くということでお願いします。はい、皆さんありがとうございます。では事務局より。

【小島課長】

今後の流れについてご説明させていただきます。冒頭でも申し上げましたが、令和6年度に審議会を3回開催しようと考えております。5月から6月にかけて第1回目の審議会開催時に漆塗り弓の市指定文化財の指定について、教育長より文化財保護審議会に諮問をいたします。その後、事務局において調査を行い、令和6年中ぐらいまでの間に委員の皆様方に実際に漆塗り弓をご覧いただく機会を設けようと思っております。年が明けた令和7年に第3回目の審議会におきまして調査結果の報告をし、意見をいただきたいと思っております。さらにその後令和7年度になりますが第1回目の審議会において諮問内容を確定し答申という流れを考えております。

【三島会長】

はい、ありがとうございます。全部終わりましたが、その他委員の方から何か意見や言い忘れた話などがありますか。ないようですので、これで本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

令和 6年 0 月 22日

石狩市文化財保護審議会

会長 三島 照子

